

『介護事業経営実態調査』 Q&A

Q1 介護事業経営実態調査とは何ですか？

A1 介護事業経営実態調査とは、国が、介護事業者の経営状況を把握するため、3年に1回行う重要な調査です。これらの調査結果で、**経営状況がよい（もうかっている）という結果が出ると、介護報酬が引き下げられてしまいます。**

介護事業経営実態調査は、介護報酬改定後2年目の1年分（今回は2019年度）の経営状況の調査が行われます。

Q2 誰が答えればいいですか？

A2 調査票は、各事業所に届きますが、**法人(本社・本部)代表者の責任で回答するようにしてください。**対象事業所の管理者は、自力で回答しようとせず、特に支出部分に関しては、必ず本社・本部にご確認ください。

Q3 何を調査する調査なのですか？

A3 **利益額（収支差）が最重要項目の調査です。法人利益の実態と乖離がないか必ずご確認ください。**調査票には、利益額、利益率の欄はありませんが、記入後に「事業収入(収益)－事業支出(費用)」で利益額、利益率の数字を出してご確認ください。

実態の経常利益・純利益よりも、明らかに高い利益の数字が出た場合は、**費用の計上漏れのおそれ**があります。再確認してください。**法人全体の利益率と比較して、妥当かどうかを確認**してください。本部コストを含む経営全体の実態を報告するものです。

Q4 調査回答に当たって注意する点を教えてください。

A4 **費用計上漏れが、最大の注意ポイントです。**

1. **本部経費配賦額** — **社長の給料や税金を含めて**全ての本部経費を按分して、記載します。本社・本部に必ず相談してください。本社・本部で管理している経費や本社・本部自体の経費を**各事業所の売上規模・従業員数などの基準で按分・配賦**し、忘れずに計上してください。
2. **減価償却費** — 本社・本部に必ず相談してください。
3. **支払手数料・リース費用・広告宣伝費、職員採用経費、保守費、消耗品費など**— 該当する欄がありませんので、「**その他の経費**」欄に忘れずに加えてください。その他、該当科目がない様々な費用は全て「**その他の経費**」欄に計上してください。事業所の費用合計と調査票の売上原価計等が一致するかご確認ください。
4. **指定訪問介護事業所と定期巡回随時対応型介護看護事業所併設の場合**にはご注意ください。賃借料や水道光熱費、給与など計上先がどちらか一方に合算されている可能性があり、利益が大きくなる場合がございます。事業所で管理している労務費や経費を指定訪問介護事業所と定期巡回事業所の売上比率等の基準で按分・配賦し、忘れずに計上してください。必ず本社・本部に確認ください。

運営法人みんなで適切な介護報酬につなげる活動です！
ご不明点があれば、下記までご連絡ください。

日本在宅介護協会事務局

TEL : 03-3351-2885 E-mail : zaitaku@zaitaku-kyo.gr.jp